

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法等	
規制の名称	金融グループにおけるIT・決済関連業務の取扱い	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号： 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、金融グループにおいては、決済関連をはじめとするIT企業等への柔軟な出資が認められておらず、IT技術の革新の成果を業務に取り込めていないこと等が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。</p> <p>なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>イ. 金融関連IT企業等への出資の容易化 銀行等又は銀行持株会社が金融関連IT企業等への基準議決権数超の出資を行う際に、認可の申請に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化 特になし。</p> <p>上記イについて、銀行等又は銀行持株会社は、当該規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>イ. 金融関連IT企業等への出資の容易化 行政庁(国)において、銀行等又は銀行持株会社が金融関連IT企業等への出資を行う際の認可に伴う受付及び審査業務に係る費用、検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化 現在一律に50%以上とされている収入依存度を一定の従属業務に限定して引き下げることから、各従属業務子会社について、各従属業務に設定された収入依存度が満たされているかの検査・監督に伴う費用が引き続き発生する。</p> <p>上記イ及びロに関し、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>イ. 金融関連IT企業等への出資の容易化 規制の見直しにより、金融グループによる柔軟な業務展開が可能となり、ITイノベーションの戦略的な取込みなどにより、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化 規制の見直しにより、一定の業務について収入依存度規制を柔軟化することにより、金融グループ内で決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しやIT投資の戦略的な実施が可能となり、金融グループにおけるコスト削減が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	<p>当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。</p>	

備考	
----	--